

## 第 2 回タウンミーティング

日時：平成 14 年 7 月 17 日（金） 午後 7 時～ 8 時 30 分

場所：浜松まちづくりセンター

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，青山行彦委員，石田美枝子委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員，鈴木佳子委員，長澤弘子委員，鷺巣弘子委員

欠席者：中野勘次郎委員

出席者：27 名

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，辻村，原川，幸田，田中

---

### 次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 浜松市市民協働推進条例検討会議からの説明
- 5 質疑応答
- 6 閉会

---

1～4 までは，第 1 回タウンミーティングと同じ

### 5 質疑応答

#### 市民 A

今日このタウンミーティングに参加しまして，大分意識にずれがあるなというのが率直な感想です。それぞれ市民活動団体の役割や責任を理解して協働でやっていこうというのが今回つくろうとする条例の趣旨であるようですが，この条例は，通り一編の従来の方の考え方の条例かなという感想です。この基金の設置については，果たしてこれでは条例をつくる意味があるのかなというのが率直な感想です。と言いますのは，この市民活動基本指針の 6 ページに，協働の領域というものがありまして，A B C D E とそれぞれ規定されておりますが，これは説明としてはこういうことが成り立ちますけれども，時の変化，社会

的條件，経済的條件によってこの分野は大きく変化するものです。従って，こういうことを頭に置いても大した意味はない，そのような基本方針にそってこの条例をつくらうというわけですので，やはりそれほど意味はないというような感じを持つわけです。

平成12年の4月から地方分権推進一括法によりまして，条例制定の及ぶ範囲というものも広くなりました。条例をどのように制定するかというところがポイントになるわけです。北海道でニセコ町という所があります。ここは革新的な町政を行うということで有名なまちですが，平成13年4月1日からニセコ町まちづくり基本条例を制定したわけです。ここに本当に意識の改革といいますか，今までにない条例のスタイルですが，各条文において，「まちは」とか「町長は」と，それぞれの市民はというよりはまち当事者の責務をうたっているわけです。これは十分に条例として意味があるわけです。

まちづくりセンターというのは既に10年以上前からできて，条例もいろいろありますが，一口にまちづくり条例と言いましても，まちの景観や，都市の景観や，環境の整備など，いろいろな内容が含まれている条例があります。浜松市でも今度まちづくりセンターというものをつくりましたが，これがあまり趣旨も目的も事業内容もはっきりしていないわけです。

ただ，せっかくだつくるのならもう少し浜松市らしい革新的な条例をつくらせていただきたいと思います。具体的にはせっかくだきたまちづくり基本条例というニセコ町の条例を参考にさせていただければと思います。

なお私はそれに対して付け加えることがありますけれども，要するに市民活動の強化ということは条例にうたっていたきたいし，浜松市は今度，政令市を目標にして広域行政についての検討を始める研究会をつくるということですから，他の市町村との連携強化について施策を進めるということも入れていただきたいし，浜松市はブラジル人を始めとして非常に外国人の多いところですから，国際交流も盛り込んでいただきたいです。

#### 石田委員

ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは他にいかがでしょうか。小さなことでもいいですし，普段活動をしていてこんなことがあるのでこういうことは是非入れてほしいとか，積極的なご意見もいただければと思います。

## 市民 B

市民と行政サイドが協働のまちづくりで連携していくという方向性は非常に良いと思います。今までとかく、どちらかと言えば行政主導でということから、今度は市民の声も十分聞いていただけるような、期待を持たせるような条例の方向性はそれで良いと思うのです。しかし、やはり私たち市民の側からすると、どこまでそれが、具体的に市が市民の声を聞いてくださるようになるのかという、そこら辺がぼやーっとしています。こういう条例ができたからといって明日、明後日からすぐ変わるわけではないし、1つひとつの積み重ねになってくるだろうと思うのですが、やはりどういうふうなかたちで市民の声が具体的に出され、受け止められていくのかというような保障というようなものが、私たちは1番関心があるのです。今まで私たちはサークル活動の中で、特に聴覚障害者の問題ですが、窓口になっている部署とは常日頃いろいろとお話し合いをさせてきていただいています。ただ、どちらかと言うと、こちらがお願いに行き向こうが聞いて、取り上げられるものがあつたら聞いてやろうじゃないか、そういう感じというか、どちらかと言うとパートナー的なじゃない感じがずっとしてきたのです。

この条例ができて、パートナーとして一緒にがんばりましょうというところで、どういうふうに変わっていけるのかな、そういうところをもう少し具体的に、市の中の機構も含めて保障できるような具体的な仕組みをつくり上げていっていただきたいなと思っています。

## 伊藤委員長

私どもの方も、実際に具体的に何かが変わる条例にしないでいいけないということについては真剣に考えております。実際に、特に9番の市政への参加と提案というものを大きな軸にしておりますが、二セコ町も含めましてかなりの条例を調べています。例えば基金や、活動場所の確保は結構他の条例では多いのですが、私たちはそれ以前に、こう変えたいという提案を行政がきちんと受け止めていく、そして何らかのかたちで施策に市民の声がもっと具体的に反映できるような仕組みというものがほしいということで、この辺は行政とワーキングの中でも細かい詰めを行っています。ただ、条例という中で、例えばこのようなセクションをつくれというようなことは書きにくいということがあります。行政の中のセクションは市長の専権事項になってしまっていて、条例は議会がつくる内容になっています。この辺の兼ね合いで、この精神をどこまで生かして今後規則や、他の細則で生かせるような

仕組をつくるかについては議論しています。

条例の中にどこまで具体的に書き込めるかについて非常に苦労しているところですが、この場でそういう声を市民がいっぱい出していただければ、私たちも行政と詰める時に後押しになりますので、是非お願いしたいと思っています。またニセコ町の、精神、あるいは意識改革ということもすごく重要であると思いますし、今回、先ほど述べた文章は、分かりやすく書いてただけであって、実際に条例にする時にはもう少しきちんと前文等々も含めて理念をきちんとうたいあげていきたいと思っています。

とりあえず具体的な施策として、9番を大きな目玉施策にしていきたいということは委員全員が一致しています。その他に、もう少し具体化していくための仕組として、基金については意見が分かれているというのが現状です。

#### 市民C

ニセコ町のまちづくり条例がありました。あれはリーダーシップを持った町長さんが、行政を動かしてつくった条例ということで、それなりに評価ができると思います。浜松市の場合は、こういった市民に条例づくりを委託したという市長の英断と、皆さん方が条例について一生懸命検討されていることに関しまして感謝申し上げます。

今日はずっと説明を聞かせていただいて、これは基本的には市民、事業者と行政の協働のことだと思えるのです。ところがこれを読んでいくと実際、行政にアプローチするのは担当のお役所へ行ってお願いがてらといった時から事業が出てくるという部分や、行政側がこういった事業を委託しますよということで、公開でコンペをやる場合がほとんどです。自分たちの活動団体の事業として独自のことをずっとやっていて、その積み重ねで、少し狭い域の公共サービスという部分を吸い上げるような仕組づくりができないのかなと感じました。

それから、浜松市はあまり経験がないのですが、静岡県の場合はたらい回しが非常に多かったです。ところが県もNPO推進室ができて、とりあえずそこへ行けば何とかできるという部署があります。浜松市の方も行政経営課ができてからは、そこがある程度窓口になっています。先ほども伊藤委員長の方からも、組織に関しては市長さんの専権事項だから書けないとありましたが、精神だけでもそういったことを書いていただけたらなと思います。

## 青山委員

先ほど最初の方も発言されたのですが、劇的に意識を変えてほしいというのはすごく思っていて、この条例をどこに向けて発信したら一番効果的なのかという視点で立つと、僕自身は行政の側にアピールすると効果的だと思います。ボランティアセクターや市民活動団体は、条例がなくても現場ニーズに近いところにいますから、自然と活性化してくると思うのです。ただ、指針を昨年つくって、条例を今年つくろうとなった時に、なぜ必要なのかという議論をした時に、条例があると行政や議会の意識が変わるのではないかと、そういう機構ができるきっかけになる条例になったら良いなというふうに私自身は思いました。

しかし、先ほど委員長がおっしゃったように上手くそれを文章化するというところとのギャップや、行政組織の仕組がよく理解できていないというところで苦労していますが、是非その精神は少しでも盛り込んだかたちでつくっていききたいなと思っています。

## 石田委員

9番、10番、11番の、市政への参加と提案、参入機会の提供、基金の設置というところについてはどのようにしていくのかということは本当にまだ模索中で、是非皆さんのご意見をお伺いしたいなと思っております。

## 市民A

指針の7ページの市民活動と協働の基本的な考え方、これを読んでいくと、市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、互いが対等なパートナーであることを認識し、十分理解し合う中で共通の目的を持って取り組む、とあり、この精神は是非入れていただきたいと思います。公共の概念というのは常に変わっているわけですから、新しいパートナーシップを持った市政といいいますか、浜松市のまちづくりを進めるという精神は是非盛り込んでいただきたいと思います。

浜松らしさといえば、外国人の方との国際化、交流化は待ったなしということがあります。福祉の問題や医療の問題など、そういう面だあって浜松市は積極的に取り組んでいかななくてはならないわけです。そのような現実的な問題を取り上げていかないと、こういう一般的な、どこにでもあるような条例をつくりましたというだけでは、少し困るなと思うわけです。

この基本指針作成の目的のところ、浜松市は市民と行政との協働

によるまちづくりを推進するため基本指針を策定しますとありますが、その表題は、浜松市市民活動基本方針となっています。この指針策定の目的は協働によるまちづくりですから、こここのところも浜松市市民協働基本指針とすべきであったと思います。

#### 青山委員

浜松らしさというのは、僕たちもこの地域にあう条例にしたいとは考えているのですが、受けを狙った目新しさが果たして必要かどうかという点に関しては少し懐疑的な部分もあります。ですから今現状で必要だという条例をつくるべきであって、必ずしもトピックなものをつくろうというふうには思っていないというところも少し補足として述べさせていただきます。

#### 長澤委員

条例をつくる必要性があるかどうかは、やはり最初の時点で、ここで議論になりました。ファッションとしてつくってもしょうがない、宣言してもしょうがない、基本理念だけ格好良くてもしょうがない、全てオールカバーできるようなものはできないだろうし、それなら何か1つでも使えるものを載せたい、そういう視点で私は考えてきたつもりです。本当に格好良さ、新しさ、先駆性などは盛り込まなくてもいいと思っています。

#### 市民D

条例をつくって行政と市民と、あるいは企業と一緒にパートナーとして進めていく、これはもう地方分権時代には絶対に必要なことだからやっていただきたいと思います。市民団体の中でも、地域の中で主体性を持ってやっているところがあると思います。実は私どものところの蒲地区ですが、社会福祉の面では県内、三重県あるいは山口県からどうしてそういう活動ができるのかということで、こここのところ視察にいらしてくださっております。ですから、条例はそこにいらっしゃる委員の方たちに上手におつくりいただいているのですが、その前に1回市民活動の中でモデル的にやっているようなところを探し出して、肌で感じていただきたいと思います。

#### 石田委員

ありがとうございます。実は私たち委員も市民活動家です。それぞれが団体を持ったり、それからその中で活動をしたり、ほとんどの人がいろいろな分野に渡って活動をしています。ですから他の皆さんの

中にもがんばってやっていらっしゃる方を私はたくさん知っていますし、そういう方たちと一緒にこの浜松を良くしていけたら良いね、ということでお互いがんばってやっていきたいと思います。

市民D

私どもは社会福祉の面で、地域福祉課とは非常にコラボレーションを取ってやっておりますが、そういうのが縦割りにならないように、いろいろな課との関連を強化していったらもう少し深いものになっていくのではないかという感じがします。

市民B

2つあるのですが、1つは提案機会の確保というところで、これこそやはり実効性のあるものをお願いしたいのと、やはり新しくつくる段階から一緒に提案できるようなものにしたいということです。それにはやはり行政側の方の情報が、企画立案の段階から流れてくるようなものがないと、できてしまった後にそこがああだった、こうだったと言って、文句のようなものになって、なかなか協働関係になってこない面もあるので、もっと早い段階から手が組めるような、提案できるようなものにしていただきたいというのが1つです。

次に基金のことで、心配し過ぎかもしれませんが、寄付だけのベースで枠が決められてしまうと、ある意味不確定な要素の部分があって、経済基盤があまり強化されないと。本当は市からも一定程度の金額が出るのかもしれませんが、その辺が少しく分からなくて、どうなのでしょう。寄付だけの範囲で限られてしまうと、あわせて活動範囲も狭められてしまうので、ある程度の下駄はやはり履かせておかないとというのは感じます。単に寄付だけに頼る基金で本当に良いのかなというのは少し心配なところです。

伊藤委員長

今ご指摘になった点というのは、この中でもかなり議論になったところです。杉並で始めた仕組は、確かに今の寄付税制の中で、唯一市民からの寄付が控除を受けるというかたちとしては画期的な方法だと思いますが、しかしそれだけの基金は本当に寄付が集まらなかったら有名無実化してしまうという問題もあります。従って、私たちの中では、杉並がどうかたちで運営していくのか1年間ぐらい見た上で判断したいというのが率直な気持ちとしてあるのです。ただ、基金をつくるかつくらないか、条例をつくる際に今選択するかしないかとい

うこともまた重要な判断として突き付けられており、こちらの方も迷っているというのが正直なところです。精神的には非常に良い制度だと思っていますが、本当に実質化できるのかどうか、かなり疑わしい気持ちもあるというのが事実です。

前者の提案機会に関しては、先ほどの指針の方にも書いていますが、本当に計画の最初の段階から情報が公開されて、様々な意見が言えるような仕組みにしていきたいと思います。実際に条例に馴染むかどうか分かりませんが、この委員会の中でイメージしているのは、例えばアメリカの病院にアドボカシー室というものです。これは直接病院がやっているというよりは、むしろ地域のNPOが病院の中に部屋を置いて、患者さんの声を代弁していくところです。つまり、なかなか患者さんというのは医者に対して発言しにくいところがある中で、そのような機能を病院も受け入れ、内部に設置して、NPOの人が患者さんの声を全部聞いて、そして病院側の方に、あるいはお医者さんの方に伝えていく、そうすることによって医療サービスを改善したり、本当に患者のための病院になるような仕組みをつくっていこうということをやっている仕組みです。このようなものが市にできないかなということが実は大原点にあります。それをどのように表現できるか、ここは非常に悩みの種というところです。

石田委員

市の職員の方からご意見どうでしょうか。ご指名させていただいてよろしいでしょうか。

市民H（浜松市職員）

職員の意識改革はその通りです。今ここに来ている職員はきっとそんなことはないと思いますが、先ほどいろいろ行政主導や、あるいは窓口へ行ってもたらい回しにされるとか、縦割りでどうも上手くいかないとか、いろいろなことがあったと思うのですが、その1つの大きな要因は言葉不足にあると思っています。実は行政マンを10年、20年やれば1通りのことは学んで、どういう仕組みで動いていくのかということは心得ているわけで、それを市民の方々に分かりやすい言葉で話す技術が少し足りないのだろうなとそれは自ら思っています。その辺が1番手っ取り早い意識改革につながるのではないかとと思っています。

それから、私自身の市の役割というものがありますので、そのところで感じることですが、7番の枠の中で、環境整備、情報公開、公



聴体制，それから職員啓発，これはこの通りだと思っているのですが，提案機会の確保との関係で言えば，手続きの保証のようなお話がきっと項目として挙げられるのではないかなと思います。私が昔習った言葉でデュープロセスという言葉がありましたが，むしろ提案機会の確保には市の役割の中で通じるものがあるのではないかなとは思っています。

もう1つだけ言うと，参入機会の提供の中で，先ほど受託事業のお話がありました。受託事業というのは，きっと委託と受託の関係で，市が責任を持ってするものを，どこかのところへ委託するわけです。それよりも皆さんの今までの議論の中だと，むしろ今は批判がよく出ていますが，補助の方が合うのではないかなという感じはするのです。というのはNPOであれ市民活動団体であれ，自分たちの思いを実現したいと思ってやっているわけですから，それは何も市の意思とは関係のないところであるとは思っています。ですから委託のご研究とあわせて，補助の新しいあり方も1つ検討の材料にさせていただいたらどうかとは思いました。

#### 伊藤委員長

手続きについては，市政への参加手続きというかたちで項目を一応きちんと書いて，条例の中で細かいことは決めることができなくても，それを受けて細則等をつくっていけるような文言は入れていきたいと考えているところです。それからもう1つ，参入機会の委託に関して言いますと，今回詰めることはできませんでしたが，神奈川で負担金制度というものを使って，言わば協定を結んで行政と市民団体が対等の立場で行っています。そうすることによって押し付けなどのないような仕組みをつくっていかうということが始まったりしています。こういったことが浜松でもできないかということについては結構検討は試みたりはしましたが，今回の仕組みの中で，そこまで細かく書き込めるかどうか，少しまだ自信がなく，ここでは委託だけではなくて，市民活動団体の方から提案があった活動をどういったかたちで実現に向けるのか，あるいは今市が行っている活動の中で市民活動団体が行った方がよりプラスになるような団体に対して一緒にやっていける方法として，「参入機会」という言葉をやや曖昧なかたちで取り上げておこうかなということが，今技術上の問題として挙がっていることです。

ご指摘のように補助というやり方も含めて幾つかは考えていきたいですが，今のご時世で補助金をつくるやり方は絶対にできないと思いますし，その辺を考慮しているところです。

石田委員

それでは最後に委員長の方から一言お願いします。

伊藤委員長

どうも本日はありがとうございました。少し舌足らずな説明もあり、幾つか励ましとお叱りを受けた会になりましたが、何とかきちんと、そして理念のあるものをつくっていききたいということは考えております。また、言葉の問題で先ほどご指摘のあった、指針にしましても、実際に委員の方からは協働指針にしようという声が出ています。そういったところで、これから先どこまでこの委員会の主張が通るかとかということについて、100%自信がないところもありますが、極力努力しつつ、8月10日位までには1つのたたき台というかたちで皆さんの前に提示してまいりたいと思います。それについてはもっと具体的に文章になっておりますので、ご指摘を皆さんからいただいて、また議論していききたいと思います。

この委員会で見せたいのはあくまで市が議会に提出する案の、市民の側からつくった1つの意見書です。もちろん最終的には行政の方が議会に提案する時に、行政の内部においてもそれが実現可能かどうかという調整が出てくるのではないかと思います。私どもの方も、つくったから投げっぱなしではなくて、実際に条例になる時まではフォローして行って、行政の方でもし違った方向に行くのであれば、それに対しては声をあげていきたいと思っております。今後の成り行きというのはどういうかたちで動くか分かりません。皆さん方が様々なかたちで意見を挙げていただくことが重要なポイントになっていくのではないかと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思っております。